建築積算士の皆さんへ

2009年4月1日をもって、従来の「建築積算資格者」が「建築積算士」に名称を変更いたしました。

1. 建築積算士登録の有効期限について

登録の有効期間は3年間です。有効期限満了前に更新講習の受講することにより更新の登録ができます。
更新講習の時期や手続きは別途ご案内いたします。

2. 変更等の届出について

次に該当する場合には，届出を行って下さい。
①登録申請書の記載事項に変更を生じた場合（氏名に変更のある場合は，戸籍抄本等添付）
②成年被後見人又は被補佐人の宣告を受けた場合
③禁錮以上の刑に処せられた場合
④建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた場合
⑤破産者で復権を得ない場合
⑥死亡又は失踪宣言を受けた事実が判明した場合（戸籍法による届出義務者）

※①で住所、氏名、勤務先等の届出を怠りますと登録関係の案内通知等がお手元に届かないばかりか、場合によっては登録を抹消されてしまいますのでご注意下さい。
届出は、郵便・ファックス・Email にて協会本部に通知してください。

3. 登録証の再交付について

次に該当する場合には，登録証を再交付いたしますので申請をして下さい。
なお、その際には旧登録証がお手元に残らないようにご返却してください。
①登録証の記載事項に変更があった場合（例：氏名の変更等）
②登録証を汚損した場合
③登録証を失った場合

※登録証再交付申請書に必要事項をご記入、同封の上、封筒に「建築積算士登録証再交付請求」と明記して登録証再交付手数料と共に協会本部事務局まで現金書留にてお送りください。
【登録証再交付手数料は、1，200円に消費税を加算した金額です】

4. 登録証明書の発行について

登録していることの証明が必要な方は、**「建築積算士登録証明書」**（A4版）を発行いたします。

※登録証再交付申請書に必要事項をご記入、同封の上、封筒に「建築積算士登録書再交付請求」と明記して登録書交付手数料と共に協会本部事務局まで現金書留にてお送りください。
【登録書交付手数料は、600円に消費税を加算した金額です】

5. 届出書式について

届出書式は，添付様式に倣って下さい。

届出先

公益社団法人日本建築積算協会　本部事務局

〒105-0014　東京都港区芝 3－16－12 サンライズ三田ビル3階

TEL：03-3453-9591　FAX：03-3453-9597　メールアドレス：hp@bsij.or.jp

公益社団法人 日本建築積算協会

資格者登録事項変更届

受付番号＿＿＿＿＿＿(太枠以外記入不要)

氏名（ﾌﾘｶﾞﾅ）	印	変更申請日	年　月　日
		登録番号 建築コスト管理士	
		建築積算士	
		建築積算士補	

		新	旧
自宅住所		〒	〒
		Tel:	Tel:
		Fax:	Fax:
		E-mail:	E-mail:
勤務先	フリガナ		
	名　称		
	役職および部署名		
	所在地	〒	〒
		Tel:	Tel:
		Fax:	Fax:
		E-mail:	E-mail:

職業区分	A.建設会社　B.設計事務所　C.積算事務所　D.専門工事業　E.ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ　F.不動産業 G.鑑定事務所　H.ソフト開発･販売　I.官庁･独立行政法人等　J.教職　K.学生 L.ハウスメーカー　M.その他（　　）
業務内容	イ.調査・企画　ロ.意匠　ハ.構造　ニ.設備　ホ.設計・監理　ヘ.ｺｽﾄ・積算　ト.施工管理 チ.維持管理　リ.営業　ヌ.ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ　ル.不動産　ヲ.ソフト開発　ワ.建物鑑定 カ.その他（　　）
資格関連書類送付先	□ 上記住所　□上記勤務先 □ その他（〒　　） Tel:
備考欄	

＜送付先＞　e-mail：hp@bsij.or.jp　　FAX：03-3453-9597(TEL：03-3453-9591)

公益社団法人 日本建築積算協会

様式４　　（実施要領第 37 条関係）

建 築 積 算 士
登 録 証 再 交 付 申 請 書

年　　月　　日

（公社）日 本 建 築 積 算 協 会 会 長 殿

申請者　住　所

氏　名　　㊞

（自署の場合は押印不要）

下記のとおり「建築積算士登録証」の再交付を申請します。

記

登録番号

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

再交付の
理　　由

受付		発行			検査		印刷	

※事務局用（下記は記入しないで下さい）

様式５　　（実施要領第 39 条関係）

建 築 積 算 士
登 録 証 明 書 申 請 書

年　　月　　日

（公社）日 本 建 築 積 算 協 会 会 長 殿

申請者　住　所 ……

……

氏　名 ……㊞

（自署の場合は押印不要）

下記のとおり「建築積算士登録証明書」の発行を申請します。

記

登録番号 ……

氏　　名 ……

生年月日　　年　　月　　日生

必要部数 ……部

使用用途　　□業務関係用　□社内提出用　□自己保存用

□その他 ……

……

※ 事務局用（下記は記入しないで下さい）

受付		証番	第　　号	発行		―

様式８　　（実施要領第 39 条関係）

第　　号

建築積算士登録証明書

登 録 番 号　　〇〇〇〇〇

氏　　名

生 年 月 日　　〇〇　　年　　月　　日

取得年月日　　〇〇　　年　　月　　日

登録年月日　　〇〇　　年　　月　　日

有 効 期 限　　〇〇　　年　　月　　日

上記の者は、公益社団法人日本建築積算協会が実施している建築積算士認定事業により、建築積算士として登録を受けていることを証明します。

〇〇　　年　　月　　日

公益社団法人　日本建築積算協会

会長　〇　〇　　〇　〇　公印

様式６　　（規程第16条第２項関係）

建　築　積　算　士

再登録期間延長申請書

年　　月　　日

（公社）日本建築積算協会会長 殿

申請者氏名　　㊞

（自署の場合は押印不要）

私は下記の理由により、指定された更新講習を受講することができない（できなかった）ので更新の登録の申請が行えません（行えませんでした）。そのため、再登録期間の延長をお願いいたします。

記

登録番号　　

氏　　名　　　　生年月日　　年　　月　　日

住　　所　　

申請期間　　自.　　至.

申請理由　　

添付書類　　証明書（　　）

※ 事務局用（下枠は記入しないで下さい）

有効期限：	基礎Ｓコード：	受講Ｓコード：　　□
認 定 日：	認定解除予定日：	解除通知日：

様式６－１　　（規程第16条第２項関係）

建　築　積　算　士

再登録期間延長通知書

登録番号　……

申 請 者　……　殿

　　年　　月　　日付で申請のあった「建築積算士再登録期間延長」 については、規程第16条 第２項第　　号の規定により、次の条件を付けて認めます。

【条　件】

１　再登録期間　　自.　　年　　月　　日　　至.　　年 3月 31日

２　再登録期間延長の解除　　・次の場合は、再登録期間延長が解除されます。
①再登録期間延長を申請した理由がなくなったとき
②再登録期間延長内に実施される更新講習の課程を修了したとき
③登録を抹消される事由が発生したとき

３　そ　の　他　　・再登録期間延長の期限は自動継続されません。

　　年　　月　　日

公益社団法人　日本建築積算協会
会　長　　○　○　　○　○

公印

（表）

公益社団法人 日本建築積算協会認定

建築積算士登録証

登録番号	○○○○○
氏名	○○ ○○○
生年月日	○○　年　月　日
取得年月日	○○　年　月　日
登録年月日	○○　年　月　日
有効期限	○○　年　月　日

公益社団法人 日本建築積算協会 会長　○○ ○　公印

（裏）

本証は，公益社団法人 日本建築積算協会が実施している建築積算に関する技術資格の認定制度により，建築積算士として登録していることを証する登録証です。

注　意　事　項

1. 本証を他人に貸与又は譲渡することはできません。
2. 現住所等登録事項に変更があった場合には，30 日以内にその旨を届け出て下さい。
3. 次の場合には，本証を再交付します。
   - 氏名に変更が生じた場合
   - 汚損又は紛失した場合

公益社団法人 日本建築積算協会
〒105-0014　東京都港区芝 3-16-12 サンライズ三田ビル
TEL 03-3453-9591　　FAX 03-3453-9597

様式 9-1　　（細則第 58 条関係）

第〇〇－〇

〇〇〇〇年度建築積算士
更新講習受講証明書

登 録 番 号　　〇〇〇
氏　　名　　〇〇　〇
生 年 月 日　　〇〇年〇月〇日
受 講 年 月 日　　〇〇年〇月〇日

講習時間及び内容

No	講習時間	内容	
0	0:06:14	はじめに	
1	0:31:53	第1編 〇〇〇	第1章 〇〇〇
2	0:15:43	第1編 〇〇〇	第1章 〇〇〇
3	0:22:17	第1編 〇〇〇	第2章 〇〇〇
4	0:15:24	第2編 〇〇〇	第1章 〇〇〇
5	0:24:29	第2編 〇〇〇	第1章 〇〇〇
6	0:28:59	第2編 〇〇〇	第1章 〇〇〇
7	0:36:53	第2編 〇〇〇	第2章 〇〇〇
8	0:55:15	第2編 〇〇〇	第2章 〇〇〇
9	0:09:16	第2編 〇〇〇	第2章 〇〇〇
10	0:11:32	第2編 〇〇〇	第2章 〇〇〇

BSIJ-CPD8単位（入力時間数:4 時間）

上記の者は公益社団法人日本建築積算協会が実施している建築積算士認定事業に基づく建築積算士更新講習を受講したことを、証明します。

〇〇年〇月〇日

公益社団法人　日本建築積算協会

会長　〇〇　〇〇